

第4章

出産・子育て

1 妊 娠

1 - 1 母子健康手帳

妊娠が判明したら、お住まいの市町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。

市町村の窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦検診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師などによる相談、母親学級・両親学級の紹介など様々な情報提供を受けることができます。

母子健康手帳は、妊娠期から産後まで、新生児期から乳幼児期まで一貫して健康の記録を必要に応じて医療関係者が記載・参照し、また保護者自らも記載し管理できるよう工夫されています。

1 - 2 妊婦健康診査

妊娠中は、普段よりいっそう、健康に気をつける必要があります。妊婦健康診査を定期的に受診し、医師や助産師などのアドバイスを受けて健康管理に取り組んでください。

妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から妊娠35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは週1回の受診が好ましいです。

1 - 3 保健師・助産師による訪問指導

ご家庭に保健師や助産師が訪問し、家庭生活や食事などの指導、妊娠に関する不安や心配、新生児の育児に関する相談に応じます。この訪問指導は無料です。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

1 - 4 母親・父親（両親）教室

市町村では、妊娠、出産、育児、栄養などに関する教室を開催しています。親同士の交流の場にもなっています。

2 出産後の手続

2 - 1 出生届

親の国籍に関係なく，日本で子供が生まれたら，生まれた日から14日以内に出生届を提出しなければなりません。

出生届を提出するのは，子供の出生地又は届出人の所在地の市町村になります（第2章の4参照）。

2 - 2 出生した子の国籍取得

父母がともに外国籍の場合，子が日本で出生しても，日本国籍を取得することはできません。

父母の国籍国の在日大使館・（総）領事館において，子の国籍取得手続を行う必要があります（第2章の4参照）。

3 出産費用と各種手当

妊娠・出産は病気ではないので，基本的には健康保険は適用されませんが，帝王切開などの手術費などには，健康保険が適用されます。

3 - 1 出産育児一時金

健康保険法などに基づく保険給付として，健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき，出産に要する経済的負担を軽減するため，一定の金額が支給される制度です。

この支給制度には，「直接支払制度」と「受取代理制度」があります。

- 直接支払制度：出産育児一時金の請求と受取りを，妊婦などに代わって医療機関などが行う制度です。出産育児一時金が医療機関などへ直接支給されるため，退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。
- 受取代理制度：妊婦などが加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際に，出産する医療機関などにその受取りを任せることにより，医療機関などへ直接出産育児一時金が支給される制度です。

3 - 2 出産手当金

健康保険の加入者本人が出産のため会社を休み，その間に給与の支払いを受けられなかったときは，出産（予定）の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの範囲内で，会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。

出産日は出産の日以前の期間に含まれます。出産が予定日より遅れた場合は，その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

3 - 3 育児休業給付金

雇用保険の加入者が、1歳（一定の要件に該当した場合は1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月又は2歳）に満たない子を養育するための育児休業を取得し、育児休業中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下したなど一定の要件を満たした場合に、ハローワークへの支給申請により支給されるものです。

3 - 4 児童手当

児童手当は、家庭などにおける生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

(1) 支給対象

15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方

(2) 支給額

児童の年齢	児童手当の額(一人あたり月額)
3歳未満	一律1万5,000円
3歳以上 12歳の誕生日後の 最初の3月31日まで	1万円 (第3子以降は1万5,000円)
12歳の誕生日後の 最初の3月31日を経過後 15歳の誕生日後の 最初の3月31日まで	一律1万円

児童を扶養している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として、月額一律5,000円を支給します。

「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降の子のことをいいます。

(3) 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

ワンポイント



児童手当制度の主なルール

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方に支給されます。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給されます。

詳しいことは、お住まいの市町村（公務員の場合は勤務先）にお問合せください。

4 育 児

4 - 1 乳幼児健康診査

市町村は、1歳6か月児、3歳児に対して健康診査を行う義務があります。その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨することとされています。

健康診査の内容は、発育・発達の診察、身長・体重の測定、育児相談などです。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

4 - 2 予防接種

予防接種で予防できる病気もあります。

予防接種には、市町村が勧める定期接種と、接種者の希望によって受ける任意接種があります。定期接種は無料となる市町村が多いですが、任意接種は自己負担となります。

予防接種の順序や日程は、お子さんの体調などをみて、医師などと相談して決めてください。

4 - 3 子供の医療費

健康保険に加入している場合，6歳以下の義務教育就学前の児童については，自己負担の割合が2割となっています。

お住まいの市町村によっては，小学校卒業まで医療費は無料のところもあり，上乗せの助成をしているところもあります。

4 - 4 就学前の子供を対象とする施設

6歳以下の義務教育就学前の子供を対象とした施設には，保育所，幼稚園，認定こども園といった種類の施設があります。お近くにどのような施設があるかは，お住まいの市町村にお尋ねください。

なお，2019年10月から，3歳から5歳までの子供たちの保育所，幼稚園，認定こども園などの利用料が無償化されます。また，0歳から2歳児の子供たちの利用料については，住民税が非課税となっている世帯を対象として無償化されます。

(1) 保育所

保護者が働いているなどの理由により，家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。

一般的な保育時間は，1日8時間ですが，夜間・休日などの時間外保育を実施している保育所もあります。また，急な用事や短期にパートタイム就労などにより，一時的に子供を預かる一時保育を実施している保育所もあります。

ワンポイント



認可外保育施設

乳児や幼児を保育している施設のうち，児童福祉法などによる認可を受けていない施設を総称したものです。

「無認可保育所」や「託児所」と呼ばれるもの，宿泊保育をする「ベビーホテル」などがあります。ベビーシッターも認可を受けていない場合，認可外保育施設として扱われます。また，会社や病院が従業員のお子さんを対象に設置した「企業内保育施設」やイベントなどで臨時に設置されるもの，デパートなどで来店者のお子さんを対象としているものもあります。

認可外保育施設は，個人や会社が自由に設置することができますが，認可施設に準じた基準があります。

認可施設とは主に，「設置基準」，「事業の目的」，「申込方法」，「保育料」，「運営費」の点において違いがあります。

(2) 幼稚園

満3歳から小学校入学前までの幼児が対象となる教育施設。1日4時間が教育時間の標準となっていますが，働いている保護者などに応じて，時間を延長して子供を預かっている園もあります。小学校以降の教育とは異なり，子供の主体的な遊びを大切にしています。また，地域の保護者向けに子育てに関する相談を受け付けたり，園庭の開放などを行っている園もあります。

(3) 認定こども園

幼稚園，保育所などのうち

- ・ 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・ 地域における子育て支援を行う機能

を備え，認定基準を満たす施設が「認定こども園」です。

認定こども園は，保護者が働いているか，いないかにかかわらず利用可能です。また，すべての子育て家庭を対象に，子育て不安に対応した相談活動や，親子の集いの場の提供なども行います。

4 - 5 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない，小学生を対象に，授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供するもので，放課後児童支援員が配置されています（このほか，保護者の就労の有無にかかわらず，小学生を対象に，地域住民などの参画を得て，学校の余裕教室などを活用して，多様な学習・体験活動を行う「放課後子供教室」を実施している自治体もあります。）。

4 - 6 ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の主婦などの児童の預かりなどの援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり，ファミリー・サポート・センターが仲介し，会員同士が支え合う組織です。

援助の例としては，保育施設への送り迎え，保育施設の時間外や放課後などに子どもを預かる，保護者が買物などの外出の際に子どもを預かるといったものです。

利用者は，お住まいの最寄りのファミリー・サポート・センターに会員登録します。利用の申込をすると，ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが，援助を提供する方を仲介・紹介します。利用が終わると，援助を提供した方に料金を支払います。